



カルミア

松浦会計事務所月報

編集発行人
税理士
行政書士

松浦 寛

事務所 〒652-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL 078(685)1111
FAX 078(685)1110

◆ 5月の税務と労務

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日
6日・振替休日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月11日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月1日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 6月1日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の
納付 6月1日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

地方税 / 自動車税・鉾区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

取引かけこみ寺 代金の未払いや不当なやり直しなど、取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」が「取引かけこみ寺」へと名称変更されています。今年1月に「下請法」が「中小受託取引適正化法(取適法)」へ改正されたことに伴うもので、名称は変わりましたが、公正な取引環境を守る役割はこれまでと変わりません。

相続時精算課税制度

贈与があった場合、贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。今回は、そのうちの相続時精算課税制度について、制度の内容や受贈者が先に死亡した場合の取り扱いについて取り上げます。

制度の概要

相続時精算課税制度は、贈与者から1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

この制度は、原則として60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の子や孫などに対して、財産を贈与した場合に選択できます（年齢は贈与年の1月1日時点で判定）。制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出

書」を提出する必要があります。

この制度は、贈与者（父母や祖父母など）ごとに選択をすることができ（下図1参照）。

相続時精算課税制度を選択する贈与者を「特定贈与者」といい、特定贈与者から贈与を受けるとる財産（以下「相続時精算課税適用財産」）については、選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、暦年課税へ変更することができません。

贈与税額の計算

相続時精算課税適用財産については、制度を選択した年分以後、特定贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に

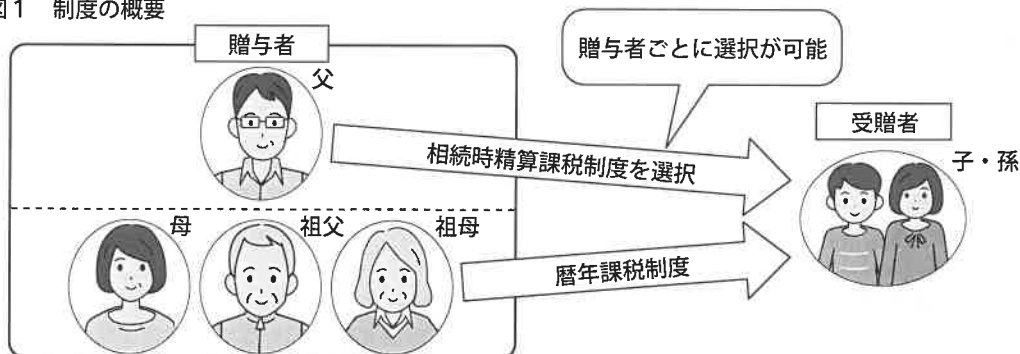
贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。

贈与税額は、特定贈与者ごとに1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（以下「課税価格」）から、相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）と特別控除額（250万円）を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて算出します。

ここで、同一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与を受けた場合、相続時精算課税に係る基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分します。

なお、令和5年12月31日以前の贈与に係る贈与税の計算については、相続時精算課税に係る基礎控除額の控除はありません。また、特別控除額は贈与をした人ごとに限度額が250万円円で、前年以前において既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額になり、贈与税の期限内申告書を提出した場合に限り控除することができます。

図1 制度の概要



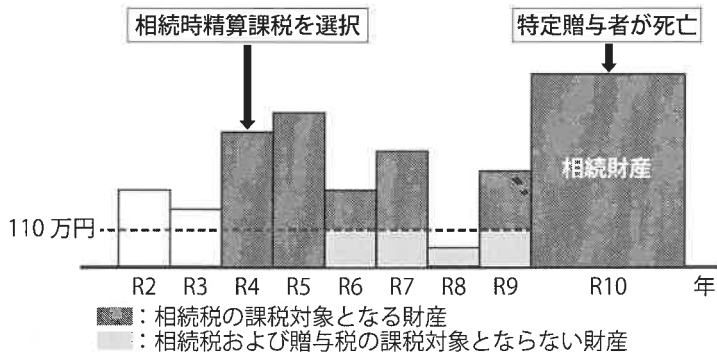
※相続時精算課税制度を選択したら、暦年課税制度への変更は不可

相続税額の計算

相続時精算課税を選択した受贈者に係る相続税額は、特定贈与者が亡くなった時に、その特定贈与者から贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額と、相続や遺贈により取得した財産の価額を合計した金額を基に計算した相続税額から、すでに相続時精算課税制度を適用して納めた贈与税相当額を控除して算出します。控除しきれない場合は、相続税の申告をすることによって還付を受けることができます。



図2 相続財産に合算する相続時精算課税適用財産



ます。ただし令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）を控除した残額になります（左図2参照）。

受贈者が先に死亡した場合

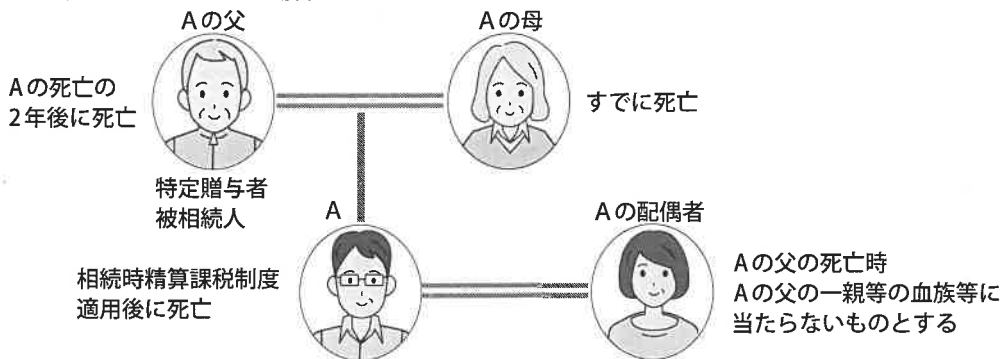
下図3のように、父からの贈与について相続時精算課税制度を適用したAが死亡した場合、Aの配偶者は、Aが相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う権利や義務を承継します。

① Aの父から遺贈により財産を取得したことによる申告

② Aが相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う権利や義務を承継したことによる申告

このとき①の手続きについては、Aの父が死亡した時においてAの配偶者はAの父の一親等の血族等に当たらないことから、相続税の計算において2割加算の適用がありません。一方、②の手続きについては、Aが死亡した時において、AはAの父の一親等の血族に当たることから、2割加算の適用はありません。

図3 受贈者が先に亡くなった場合



所有不動産記録証明制度

従来の不動産登記法では、不動産の登記簿は土地や建物ごとに作成されており、全国の不動産から特定の者が所有権の登記名義人となっているものを網羅的に抽出して公開する仕組みはありませんでした。そのため、所有権の登記名義人が死亡した場合に、被相続人が所有する不動産としてどのようなものがあるか、その人の相続人が把握しきれず、見逃された土地について相続登記がされないまま放置されてしまう事態が生じていました。

「所有不動産記録証明制度」は、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し証明書として発行する制度で、令和8年2月2日から始まりました。所有不動産記録証明書の交付請求ができる人は、プライバシーなどに配慮して次の通り限定されています。

- ① 自ら所有権の登記名義人として記録されている不動産について、自然人・法人を問わず証明書の請求が可能
- ② 相続人その他の一般承継人は、被相続人その他の被承継人に係る証明書について請求が可能

証明書の交付請求は法務局またはオンラインで行うことができ、窓口請求の場合は1通あたり1,600円の手数料がかかります。証明書は、交付請求書に記載された検索条件の氏名・住所ごとに作成されますので、検索条件の氏名・住所と不動産の登記簿上の氏名・住所が一致していない不動産については抽出されません。

相続があった場合、従来は被相続人が所有していた不動産の把握には、その不動産の所在地の市区町村で管理している名寄帳などを取り寄せる必要がありました。所有不動産記録証明制度が導入されたことで、被相続人が所有していた不動産を一覧で把握することが可能になり、相続税の適正な申告につながることを期待されています。

経理の豆知識

売掛金の管理

商品の販売や仕入について、企業の決済ではその場で現金でやり取りをするのではなく、信用取引である「掛」が基本になります。商品の販売をしたにもかかわらず代金の回収をしていないと、仕入代金や給与などの経費を支払うことができなくなりますので、売掛金の管理は企業にとって大事な仕事です。

商品の販売後に入金があった時は、入金額と請求額が合っているか確認します。この時、金額が違っている場合は、売上の金額が間違っていることや相手が入金額を間違えたこと、振込手数料などが差し引かれたといった原因が考えられます。

売上の金額や相手の入金額が間違っている場合は、担当者や取引先に確認して対応する必要があります。振込手数料などが差し引かれている場合は、経理処理で対応します。

「交際費等」と「広告宣伝費」の違い

得意先や仕入先など事業に係のある者に対する接待や供応、慰安、贈答などで支出する費用は交際費等に該当します。ただし、カレンダーや手帳などを贈与するために通常要する費用は交際費等には含まれず、広告宣伝費となります。また、製造業者などが抽選により一般消費者に対して金品を交付するこ

とや、一般の工場見学者などに製品の試飲や試食をさせるための費用など、不特定多数の者に対する宣伝的效果を意図した費用も、広告宣伝費に該当します。なお、例えば医薬品の製造業者などが医師や病院を対象としている場合や建築材料の製造業者などが大工や左官などの建築業者を対象とする場合などは、一般消費者を対象としていることには当たりませんので、注意が必要です。